

秋田工業高等専門学校技術職員採用試験案内

1. 採用予定者数及び時期

教育・研究支援系技術職員：

「電気」、「電子・情報」のいずれかから	1名
「化学」、「生物・生命科学」のいずれかから	1名
「土木」、「建築」のいずれかから	1名

採用予定日：令和9年4月1日

※「電気」、「電子・情報」の既卒者については、年度途中採用の場合あり

2. 職務内容

本校技術教育支援センターに所属し、次の業務に従事します。

【共通】

- ①学生の実験・実習及び卒業研究・特別研究等における技術支援。
- ②教員の教育研究活動に伴う技術支援。
- ③地域連携活動に伴う技術支援。
- ④公開講座、体験入学等の学校行事への技術支援・運営支援。
- ⑤その他技術教育支援センターの目的達成のための必要な事項に関すること。

【電気又は電子・情報】

- ①情報処理センター関連業務（校内ネットワークサービスの運用管理、学校ホームページの更新作業、学生PCに関するサポートなど）

【化学又は生命・生命科学】

- ①化学等の実験・実習に関する薬品、器材等の整備・点検・保守。

【土木又は建築】

- ①測量等の実験・実習に関する器材等の整備・点検・保守。

3. 受験資格

令和8年度国立大学法人等職員統一採用試験第1次試験（「1. 採用予定者数及び時期」に記載している試験区分）の合格者で採用希望地区が「東北」の者

4. 応募手続

（1）応募期限

- ①以下の受付期間内にメールにて申込みしてください。

※受付期間：令和8年7月24日（金）～令和8年8月5日（水）15時【必着】

※メール文例

- ・件名【採用試験の応募について（氏名）】
- ・本文に試験区分、受験番号、氏名、整理番号（第1次試験合格通知メールに記載されている番号）を記入してください。

②応募書類を郵送（簡易書留か特定記録）又は持参により下記宛に提出してください。

なお、封筒の表には「技術職員採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

※応募書類提出期限：令和8年8月5日（水）15時【必着】

（2）応募書類（①、③は必ず提出してください。）

①履歴書（本校ホームページから所定様式をダウンロード）

（所定の履歴書に3か月以内に撮影した写真（脱帽・上半身・正面向き）を貼付し、必ず連絡の取れる電話番号、メールアドレスを記入してください。）

②職務経歴書

（A4判、任意様式。職歴がある方は必ず提出すること。）

③上記職務内容に関連した知識・経験に関する資料（A4判、任意様式。1～2枚。）

例1）過去に携わったプロジェクト等に関する概要、自身の役割（担当）及び業務内容を分かりやすくまとめた概要書。

例2）卒業研究（卒業設計を含む）について、目的、内容等の研究概要及び当該研究テーマを選択した理由を分かりやすくまとめた概要書。

例3）学校で学んだこと又は取り組んだことについて、内容及び理由を分かりやすくまとめた概要書。

※応募書類は原則返却いたしません。

（3）応募書類提出先及び問い合わせ先

秋田工業高等専門学校総務課人事係

（受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除いた8時30分～17時00分）

〒011-8511 秋田県秋田市飯島文京町1番1号

T E L : 018-847-6006

E-mail : [jinji-dv@akita-nct.ac.jp](mailto:jinja-dv@akita-nct.ac.jp)

5. 試験日程

（1）Web適性検査（予定）

専門・面接試験実施日前に、オンラインにて受験いただく予定です。

詳細は個別にメールでご連絡します。

（2）専門・面接試験（個別面接）

日程：令和8年8月31日（月）（半日程度）

※日程の都合で受験が難しい場合はご相談ください。

6. 第2次試験の試験会場等

秋田工業高等専門学校（秋田県秋田市飯島文京町1番1号）

※詳細については個別にメールで通知します。

7. 選考方法

選考方法は、Web適性検査及び専門・面接試験とします。

専門・面接試験の内容については、日本語による出題とし、次のとおりとします。

選考方法	試験の内容
専門・面接試験 ＜40分程度＞	専門試験：試験区分に関連した専門的知識に関する資料についてのプレゼン（5分程度）及び質疑応答

8. 選考結果

- (1) 選考結果はそれぞれの選考終了後、郵送又は電話にて個別に通知します。
- (2) 受験資格や履歴書の記載に重大な誤りや虚偽があった場合は、その時点で選考を取り消します。また、最終選考者（合格者）であった場合は、合格を取り消します。
- (3) 合格者には採用決定後に採用時必要書類を提出いただきますが、そのうち、健康診断書により業務に堪えない疾病等を有すると判断した場合は、合格を取り消します。
- (4) 試験の成績や選考内容等については開示しません。

9. 待遇等

(1) 給与

- ①「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づき決定します。

※学歴や採用前の職歴に応じて決定します。

昇給：1年間の勤務成績に応じて昇給します。（年1回：1月）

- ②期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）のほか、支給要件を満たす場合は、各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給されます。

(2) 労働時間、休日休暇等

- ①労働時間は、原則として1日7時間45分（週38時間45分）です。（超過勤務あり）

- ②休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を基本とする

事業所のカレンダーのとおりとなります（令和7年度年間休日数：124日）。

その他「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」に定める年次有給休暇等の制度があります。

- ③学校行事等による休日出勤があります。

(3) 勤務地

勤務地は、本校所在地（秋田県秋田市飯島文京町1番1号）となります。

ただし、その後のキャリア形成の一環として他の国立高等専門学校や国立大学法人等、国立高等専門学校機構本部事務局で勤務していただくことがあります。

(4) 福利厚生

- ①文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（病気、けが等を受けた組合員に対する給付）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保養施設の利用、貯金等）が受けられます。

- ②雇用保険、労災保険に加入します。

(5) 定年

65歳

10. その他

- (1) 本試験の受験にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 応募者から取得する個人情報、本試験の目的を達成するために利用するものであり、本試験に関係のない第三者への提供及び公表されることはありません。
- (3) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。※
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に

基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法に

よる改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。